

スポーツ大会参加助成金交付規程

(趣旨)

第1条 この規程は、各種全国競技大会の参加者に対し助成金を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(助成金の原資)

第2条 助成金の原資は公益財団法人西条市スポーツ協会の基本財産の運用益金をもって充てる。

(各種全国大会の範囲)

第3条 助成の対象となる各種全国競技大会（以下「全国大会」という。）の範囲は次のとおりとする。ただし、会長が特に認めた大会についてはこの限りでない。

- (1) 公益財団法人日本スポーツ協会又はこれに加盟している競技団体が主催するものであること
- (2) 県予選等を経た全国大会であること
- (3) 一般社会人を対象とした全国大会であること
- (4) 主催者において交通費その他経費が支給される全国大会でないこと

(助成金の額)

第4条 助成金の額は、交通費及び宿泊費に係る助成金とし、助成金の額は下表に定める額とする。

- (1) 助成金の支給は監督、正選手とする

項 目		地域区分	金 額
個 人		近畿以西	7,500 円
		中部以東、沖縄	10,000 円
団 体	2～4人	近畿以西	15,000 円
		中部以東、沖縄	20,000 円
	5～9人	近畿以西	25,000 円
		中部以東、沖縄	30,000 円
	10人以上	近畿以西	40,000 円
		中部以東、沖縄	50,000 円

(助成金の交付申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする者は、会長に助成金交付申請書（第1号様式）を提出しなければならない。

(申請の受理及び選考)

第6条 前条の規定により提出された書類を受理したときは、助成金選考委員会（以下「選考委員会」という。）で選考するものとする。

(選考委員会)

第7条 助成金の決定に関する事項を審議するため、選考委員会を置く。

2 選考委員会は、委員10名以内をもって組織し、理事及び評議員のうちから会長が委嘱する。

3 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(選考委員会の委員長)

第8条 選考委員会に委員の互選により、委員長1人を置く。

2 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(選考委員会の会議)

第9条 選考委員会は、委員長が招集する。

2 選考委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 選考委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(助成金の交付決定)

第10条 会長は、選考委員会の結果に基づき助成金の交付を決定し、助成金交付決定通知書(第2号様式)により通知するものとする。

(助成金の交付)

第11条 助成金の交付決定を受けた者は、助成金の交付を受けようとするとき、請求書(第3号様式)を提出しなければならない。

2 会長が特に必要であると認めたときは、助成金の概算払いをすることができる。

(実績報告)

第12条 助成金の交付を受けた者は、大会が終了したときは、その日から1か月又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに実績報告書(第4号様式)を提出しなければならない。

(補則)

第13条 この規程の施行に関し、必要な事項は会長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附 則

この規程は、公益財団法人西条市スポーツ協会の設立の登記の日から施行する。